

■鳥栖市都市計画道路見直しの基本的な考え方

趣 旨

都市計画道路は、将来のまちづくりを円滑に進めるうえで必要な都市の骨格を形成する道路です。しかしながら、鳥栖市で既に都市計画道路として定められている道路のうち3割以上の区間については整備が遅れている状態にあり、長期間にわたり事業が実施されていない路線や区間があるため建築制限が長期化し地権者の方々の土地の利用計画が立てづらくなっています。

そこで、市ではこれらの整備が遅れている区間について、将来的な整備の必要性や整備実現の可能性について検討を行い新たな都市計画道路網の形成に向けた計画の見直しを進める予定です。

つきましては、下記の「見直しの基本的な考え方(案)」について広く意見を募集し計画に反映させることとしました。

(資料の構成)

1. 都市計画とは？
2. 都市施設の種類と建築についての規制
3. 都市計画道路とは？
4. 見直しの必要性
5. 見直しの基本的な考え方
6. 検討の進め方とスケジュール

1. 都市計画とは？

●都市計画によって定められるもの

都市は、住宅、店舗、事務所、工場といった建物や、道路、公園、下水道といった公共施設、森林、河川といった自然環境などによって、形づくられています。

都市計画とは、このような都市において、将来どのようなまちづくりを行っていくかを描いて、それを実現していくために、土地利用、都市施設（道路、公園、下水道等）、市街地開発事業などの計画を、農林漁業と調和を図りながらそこで暮らしている人たちの意見等を踏まえて、県や市町村が総合的・一体的に定めるものです。

●都市計画制度

これらの計画を定めるための法律が「都市計画法」と呼ばれるもので、当初は大正8年に公布されましたが（この大正8年制定の法律は「旧都市計画法」と呼ばれています。）、戦後の高度経済成長を迎えるなかで、法制度の抜本的な見直しが行われて昭和44年に新都市計画法が公布されて現在に至っています。

鳥栖市に都市計画法が適用されたのは、旧都市計画法のもとでの昭和10年ですが、都市計画道路が初めて定められたのは昭和16年のことでその際には2路線が都市計画決定されました。

2. 都市施設の種類と建築についての規制

都市計画道路も、先に述べた「都市施設」のうちのひとつです。

都市で生活し、学び、仕事などをするためには、市民の方々をはじめ多くの人々が共同で利用する道路、公園、下水道が無くてはなりません。

都市計画では、将来のまちづくりを考えて、このような都市の骨組みを形づくっている都市施設の位置、規模、構造などを定め、計画的に整備しています。また、将来の事業が円滑に実施できるよう、都市計画に定められた施設の区域内では、建築について規制が課せられます。

| | |
|-----------|---|
| 都市施設の種類 | ① <u>道路</u> 、都市高速鉄道、駐車場など（ <u>交通施設</u> ） ②公園、緑地など（公共空地） ③上下水道、電気、ガスなど（供給・処理施設） ④河川、運河その他の水路 ⑤学校、図書館など（教育文化施設） |
| 建築についての規制 | 都市計画道路などの都市施設の計画された区域の中に一定規模以上の建物が建てられないなどの規制がかけられ、その整備に多くの期間や多大な費用がかからないよう法律で定められています。 （建築が許可されるものの例） ①階数が2階以下で地下室が無いもの ②木造・鉄骨造りなど移転や撤去が容易なもの |

●都市に必要な都市施設



■国土交通省のHP「みんなで進めるまちづくりの話—都市施設によるまちづくり」を引用

http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/03_mati/index.htm

3. 都市計画道路とは？

都市計画道路は将来の都市像を実現するための手段であるとともに、人や自動車交通などの移動を支え都市生活者の利便性を向上させる機能、居住環境の維持、都市防災等の様々な機能を果たしながら市民生活や産業活動を支える重要な役割をになっています。

このような機能や役割を果たすために、都市計画道路は自動車と歩行者・自転車のそれぞれの通行区間が分離され安全で円滑な交通が確保されるような構造が計画されています。また、沿道の市街地の環境や道路景観を向上させるために並木が配置される場合もあり、これらのために必要な道路の幅員が確保されています。

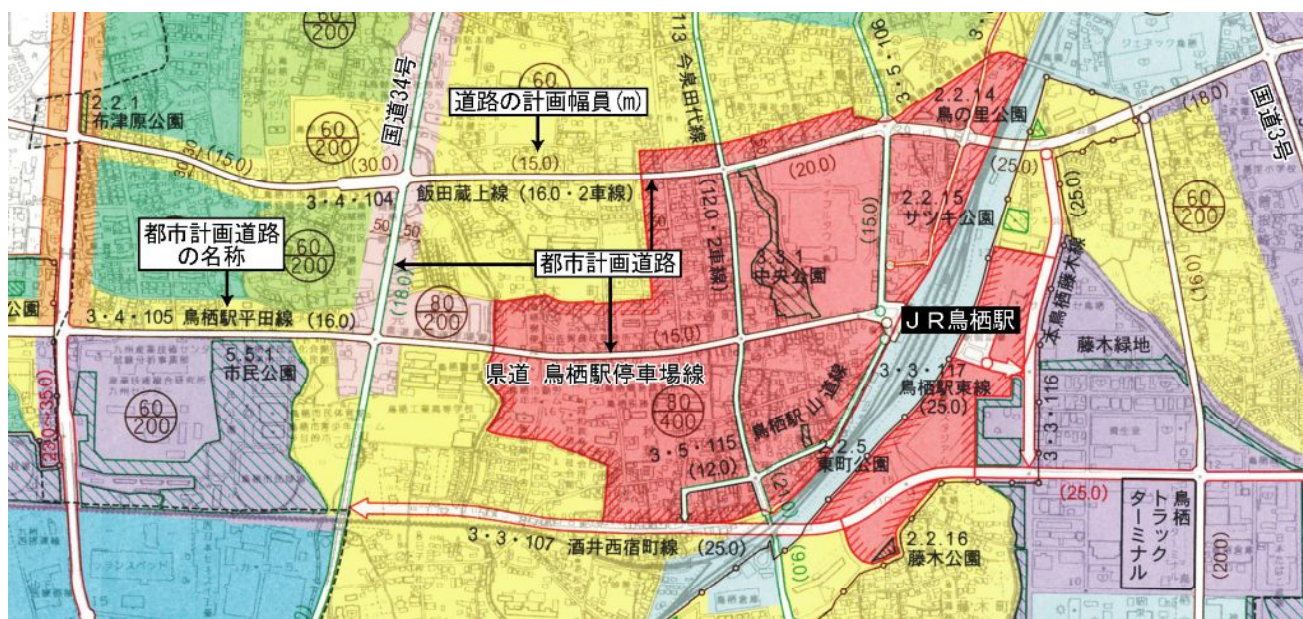
▼都市計画道路として整備が完了した道路
(計画幅員16mで整備された道路)



▼整備が遅れている道路（歩道が無い）



▼都市計画図の一部（JR鳥栖駅周辺）



●鳥栖市全域の都市計画図は、以下のHPで見ることができます。

http://www.city.tosu.lg.jp/contents/toshi/tokei_map/tokei_map.html

4. 見直しの必要性

●都市計画道路の整備状況

現在、都市計画決定されている幹線的な交通をになう都市計画道路（「幹線街路」と呼ばれています。）は28路線ありその総延長は約69kmにのびます。

都市計画道路のまちづくりに果たす役割は大きいものがありますが、総延長のうち約1/3の区間（約35%）の整備が完了していません。これらの整備が完了していない区間のなかには、初めて都市計画道路として都市計画決定されて以降40年、50年、60年と長期間にわたり整備に着手されていない区間も含まれています。

| 都市計画決定されている道路 | | うち幹線街路の整備状況 | | | |
|---------------|---------------|-------------|-----|--------|-------|
| 幹線街路 | 68.6km (28路線) | ⇒ | 整備済 | 43.3km | 63.2% |
| 歩行者専用道路 | 2.0km (2路線) | | 改良済 | 1.6km | 2.3% |
| 合計 | 70.6km (30路線) | | 未着手 | 23.7km | 34.5% |
| | | | 合計 | 68.6km | 100% |

整備済:都市計画決定幅員どおり整備されているもの

改良済:用地買収が完了し暫定的に利用されているもの(車道のみ完成、歩道は未整備の状態)

●見直しの背景と必要性について

鳥栖市の場合、住宅団地や産業団地などの開発が順調にすすみ市の人口は依然として増加の傾向が続いています。このため、市街地を通過する自動車交通の処理や沿道市街地の良好な環境を確保するため幹線街路の整備は重要な課題となっています。一方長期的にみれば今後は人口減少、低成長時代を迎えるなど社会経済情勢が大きく変化していくことも考えられます。

また、長期間にわたり整備に着手されていない都市計画道路については、計画当初から状況に変化が生じ、その計画決定根拠に不整合が生じている路線も存在することが考えられます。さらにこのような区間については道路の計画区域内の土地に対して規制がかかり続けており、地権者の方々の土地の利用計画が立てづらくなっています。

このような状況のなかで、鳥栖市の将来の姿を改めて整理しながら、必要な道路区間の確認や整備に着手する際に配慮すべき道路構造の再検討を行うこととしました。

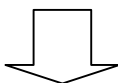
5. 見直しの基本的な考え方

見直しについては、以下のステップを踏んで検討を進める予定です。

注) なお、見直しに当たっては、佐賀県が作成した「佐賀県長期未着手都市計画道路 見直しガイドライン」(H19.11)の考え方を参考にします。

1. 検討対象区間の設定

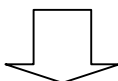
- 現時点において都市計画で定められた計画幅員どおりに整備が完了していない区間を含む路線を抽出します。
- これらの路線について、計画が決定された根拠、都市計画決定以降経過した期間の年数や今後事業化される見通し、事業を進める際における構造上の課題などについて整理します。



2. 見直し対象区間の設定

- 検討対象区間について、事業化が予定されている区間や国や県において将来的にも道路の必要性が高いなどの位置づけのある道路を除いたものを評価対象区間とします。
- それぞれの区間について以下の項目に沿って評価を実施して計画の見直しが実際に必要な区間を設定します。

- ①整備の必要性の大きさ(区間の果たす道路機能の役割の大きさ)
- ②整備の実現性(事業を円滑に進めるうえでの支障の大きさ)
- ③区間の役割を肩代わりすることが可能な現在ある他の道路の存在の確認
- ④現在の計画のまま実際に整備を進めた場合に生じる構造上の問題確認



3. 見直し計画(案)の作成

(1) 見直し方針の設定

見直し対象区間それぞれについて、計画の変更内容

- ①道路の通過位置、幅員、鉄道との交差方法等の構造の変更のあり方
- ②廃止の候補となる区間の選定など

の見直し方針を定めます。

(2) 見直し計画(案)の作成

- 見直し対象区間について、計画の変更内容に沿った道路網の案を設定し、将来予想される利用交通量を推計することにより、区間の見直し方針が妥当であるか否かの確認を行います。
- その際、交通処理上問題がある場合には見直し方針の修正・再検討を行い「見直し計画(案)」を作成します。

6. 検討の進め方とスケジュール

都市計画道路網のあり方や見直しに関する検討は、直接、市民の権利財産に関わることとなるため、検討に際しては市民の皆様方の意見を伺い、その意見を十分に考慮してまとめていく必要があります。

このため、今回の「見直しの基本的な考え方」と次回（平成 20 年度中）の「見直し計画（案）（見直し候補路線の選定、路線別見直し方針）」について、パブリック・コメントを実施してとりまとめる予定です。

▼今回のパブリック・コメントの実施と今後の作業のスケジュール

